

報告第 3 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 和解の相手方 | 日出町在住 個人（1 名） |
| 2 | 和解の要旨 | 町は、責任割合により相手方に損害賠償金 166,870 円を支払うもの。 |
| 3 | 事件の概要 | 令和 6 年 8 月 14 日頃時刻不明、日出町所有地（日出町 555 番 107）において、倒木が発生した。倒木によって、隣接土地所有者の家屋の外壁に木の幹が接触したことによって外壁に損傷を与えた。怪我人はなし。 |
| 4 | 専決年月日 | 令和 7 年 1 月 27 日 |